

ア 行

○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられ、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。

○大津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表されるもの。

津波の高さによって、大津波警報、津波警報、津波注意報がある。また、津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる津波情報がある。

カ 行

○がけ崩れ

雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。

○記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として気象庁から発表されるもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各細分区域ごとに決められている。

○警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える5段階のレベル。

警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難
警戒レベル5	命の危険があるため、直ちに安全確保

○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報が発表される。

○洪水浸水想定区域

洪水時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

○高齢者等避難（警戒レベル3）

災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

サ行

○災害用伝言ダイヤル「171」

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのことで、NTTが提供する。また、携帯各社では、「災害用伝言板サービス」で、メールによる安否確認のサービスを提供している。

タ行

○高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表される。

○高潮浸水想定区域

高潮時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、国が示す想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

○津波災害警戒区域

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき指定するもの。

○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、人の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

○土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難指示（警戒レベル4）等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

○土砂災害危険度

土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。

注意 （警戒レベル2相当）	<ul style="list-style-type: none">大雨注意報の基準土砂災害への注意が必要今後の雨の降り方に注意
警戒 （警戒レベル3相当）	<ul style="list-style-type: none">大雨警報の基準土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要避難準備開始の目安高齢者等、避難に時間がかかる方は、避難開始の目安
非常に危険 （警戒レベル4相当）	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報の基準土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況避難開始の目安
極めて危険 （警戒レベル4相当）	<ul style="list-style-type: none">既に土砂災害が発生しているおそれもあり、極めて危険な状況安全の確保が必要

○土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

○土砂災害110番

土砂災害の二次災害防止と土砂災害の被害の軽減を図るため、県民と市町及び県の土砂災害に関する情報の伝達・共有等に係わる情報ネットワークのこと。土砂災害に関する相談等を行えるよう各市町に災害窓口を設置。

○土石流

大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。

○地すべり

粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

ハ行

○ハザードマップ

土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

○波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

○避難指示（警戒レベル4）

災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難するべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

○防災共助マップ

施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図。

○暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。

ヤ行

○要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

《 参 考 文 献 等 》

- 「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」 [石川県健康福祉部]
- 「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」 [愛知県防災局]
- 「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」 [高知県地域福祉部]
- 「社会福祉施設 地震防災マニュアル」 [全国社会福祉協議会]
- 「防災・危機管理 e-カレッジ(<http://www.e-college.fdma.go.jp/>)」 [総務省消防庁]
- 「社会福祉施設における地震防災対策 (<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/bousai00.htm>)」 [静岡県厚生部]

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

(順不同、敬称略)

区 分	所属・職名	氏 名
学識経験者	山口大学農学部 教授	山 本 晴 彦
	山口大学工学部 学部長	三 浦 房 紀
要援護者支援	NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーハート 代表理事	小 山 剛
福祉施設	山口県老人福祉施設協議会 副会長	徳 永 あけみ
医療施設	山口県医師会 介護保険対策委員	木 下 毅
行 政	山口県健康福祉部長	今 村 孝 子

指針の策定経過

平成21年 9月17日	第1回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の構成 について協議
平成21年11月10日	第2回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(素案) について協議
平成21年12月17日	第3回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(案) について協議
平成22年 1月15日	「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」策定

※平成25年5月24日 山口県全域で「土砂災害警戒区域」の指定完了に伴い、「山口県土砂災害危険箇所マップ」から「山口県土砂災害警戒区域等マップ」へ名称変更